

平成24年11月8日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成24年(ワ)第14988号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成24年9月25日

判 決

東京都 [REDACTED]

原 告

[REDACTED]

訴訟代理人弁護士

山 口 太 郎

東京都千代田区丸の内2丁目1番1号

被 告

アコム株式会社

代表者代表取締役

木 下 盛 好

訴 訟 代 理 人

[REDACTED]

主 文

- 1 被告は、原告に対し、金126万0947円及び内金120万1794円に対する平成15年7月29日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は、被告の負担とする。
- 3 この判決は第1項に限り仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請 求

主文と同旨

第2 事案の概要

- 1 本件は、貸金業者である被告から金員を借り入れた原告が、被告との一連の取引（以下、別紙法定金利計算書に記載された取引を「本件取引」という。）により返済を続けてきたが、利息制限法を適用して計算した結果、過払金が発生しており、被告は悪意の受益者であるとして、被告に対して、金126万0947円及び内金120万1794円に対する平成15年7月29日から支

払済みまで年5分の割合による金員の支払請求をした事案である。

これに対して被告は、本件取引に基づく過払金の一部は、時効によってすでに消滅していると反論して原告の請求を争った。

2 前提となる事実

原告は、貸金業者である被告との間で金銭消費貸借契約を締結し、利息制限法所定の制限利率を超える利息の約定で、被告から、別紙法定金利計算書記載の「年月日」欄記載の年月日に、同「借入金額」欄記載の金額を借り入れ、同「年月日」欄記載の年月日に、同「弁済額」欄記載の金額を支払った（甲2号証及び弁論の全趣旨）。

3 争点

(1) 過払金の返還債務の消滅時効の起算点について

(被告の主張)

本件貸付中止措置がとられた平成13年11月19日以降、過払金返還請求権の消滅時効の起算点を取引終了時とすべきではない「特段の事情」が存在したというべきであり、平成13年11月19日より前に生じた過払金返還請求権の消滅時効期間は同日から進行し、平成24年5月26日になされた本件訴訟提起による時効中断前に消滅時効期間が経過した平成14年5月24日以前の取引によって発生した過払金返還請求権は、消滅時効により消滅している。

よって平成24年8月9日付け被告準備書面(1)をもって援用する。

(原告の主張)

被告は、借主である原告に、貸付中止について客観的に認識し得る措置も、認識させる措置も執っていないから、本件規定に基づく合意は成立していないし、そもそも貸付中止措置は、将来の貸付を一切否定する性質のものではないから、「特段の事情」とはいえない。

(2) 悪意の受益者性

(原告の主張)

被告は、本件取引において、利息制限法所定の金利を超える利息を原告に支払わせているところ、被告による利息の受領は、平成18年法律第115号による改正前の貸金業法（同改正前の法律の題名は貸金業の規制等に関する法律。以下、同改正の前後を通じて「貸金業法」といい、改正前の貸金業法を「旧貸金業法」という。）43条1項の要件を全て満たした各書面を交付しておらず、みなし弁済規定が適用される余地はないし、かつ、被告は、みなし弁済の適用があると認識するについてやむを得ないといえる特段の事情を立証していないから「悪意の受益者」と推認される。

(被告の主張)

争う。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)について

(1) 証拠（甲2，乙1の1ないし2，6ないし14）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 原告と被告は、平成3年6月7日、継続的に貸付と返済を行う内容のカードローン基本契約（以下「本件基本契約」という。）を締結し、同日、取引内容を次のとおりとした。

(ア) 契約極度額 10万円

- ① 申込・契約者は、契約極度額の範囲内で繰り返し借入ができます。
- ② 契約極度額は、申込者の申込極度額の範囲内でアコムが決定し、会員に通知するものとします。
- ③ ①にかかわらず、アコムが債権保全上必要と認めたときは、利用限度額を減額あるいは新たな貸出を中止することがあります。

④ ③により利用限度額の減額を行った後、減額事由が解消した場合は減額の範囲で増額します。

(イ) 返済日 ①初回返済期日 借入日の翌日から起算して35日以内。

②第2回目以降の返済期日 約定返済金の支払いをした日の翌日から起算して35日以内。

(ウ) 借入利率 年29.2パーセント

(エ) 遅延損害金 36.5パーセント

(オ) 返済方法 返済方法は次のうちいずれかとします。

① アコムの店舗への持参による返済

② アコムの現金自動借入返済機(以下「ATM」という)による返済

③ アコムの指定する金融機関等への送金による返済

イ 原告は、本件基本契約に基づき、ATMを利用して借入れと返済を繰り返しており、ほぼ毎月のように返済と借入れを行っていたが、約定日(返済をした日の翌日から起算して35日以内)に遅れることがたびたびあったので、被告は、原告との取引において、その都度行っている途上与信(取引継続中に債権保全のために定期的に顧客の信用情報を確認すること。)の際、被告以外の借入れが少なくとも5社以上あることが発覚したので、平成13年11月19日以降の原告との取引係属は不可能であって、債権保全の必要があると判断し、貸付の停止措置がとられた。

ウ 被告が貸付停止措置をとった場合、以後ATM画面に返済ボタンのみが表示され、借入ボタンは表示されずに借入はなしえない。

エ 原告は、平成13年9月8日以降借入を行っておらず、弁済を行ったのみである。

(2) 前記認定事実によれば、本件基本契約においては、借入限度額にかかわらず、貸主の都合により限度額の減額若しくは貸付を中止されることがあり、

これを原告が承認する旨の規定があり、同規定の内容の合意が成立し、これに基づき、被告は、平成13年11月19日に原告に対する与信額を0とし、貸付中止措置をしたことが認められることができる。

原告は、被告が貸付中止について、原告に対して客観的に認識し得る措置も、認識させる措置も執っていないから、本件基本契約の規定（以下「本件規定」という。）に基づく合意は成立していない旨主張するが、継続的金銭消費貸借取引において、借主である原告の信用状態の悪化等により貸主である被告が与信を中止することがあり得ることは容易に想定されることであるから、原告の主張は採用できない。

しかしながら、継続的金銭消費貸借取引においては、借主である原告の信用状態が回復すれば与信が再開されることも考えられるのであり、与信額が0とされても、期限の利益を喪失させて残金の一括請求や基本契約の解除をしない場合は、従前の約定にしたがった返済も期待できるのであり、今後、当該借主である原告に対して新たな貸付を一切行わないことが決定された時まで認められることはできない。被告は、原告がATMにより返済した際に交付した利用明細書に、新規借入ができないことを示す「*」が記載されていたから、原告はその旨認識していたと主張するが、この利用明細書の交付により新たな貸付をしない旨告知されたとは認められることはできないし、本件基本契約を解除せず、返済用カードを交付して返済していた以上、次の貸付も期待できるものであったと解することができる。

したがって、本件規定の内容の合意が成立したから、あるいは、被告が借入れができない旨を記載した書面の交付を受けて、直ちにそのことについて被告に何も要望しなかったからといって、新たな貸付を一切行わない旨を合意したものと認められることはできない。

- (3) そうすると、上記貸付中止措置により過払金充当合意が消滅したということとはできず、この消滅を理由に時効が進行する旨の被告の主張は理由がない。

2 争点(2)について

貸金業者である被告は、原告との本件取引における約定利息が利息制限法における制限利率を超えるものであることを認識しながら受領していた（前記前提事実及び弁論の全趣旨）。

被告が利息制限法所定の制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、被告は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」とであると推定されるものというべきである。

これを本件についてみると、本件取引については貸金業法43条1項の要件の主張立証はないこと、前記特段の事情についても、これを基礎付けるに足りる具体的事情の主張立証はないことからすれば、被告は民法704条の「悪意の受益者」となる。

- 3 以上を前提にすれば、被告は、原告に対し、別紙法定金利計算書のとおり、過払残元金120万1794円及び確定利息5万9153円並びに前記過払元金に対する平成15年7月29日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払義務を負う。

よって、原告の請求は理由があるので、主文のとおり判決する。

東京簡易裁判所民事第3室

裁 判 官 三 輪 泉

利息制限法に基づく法定金利計算書

(1円未満切捨。利息計算は閏年を366日とする。過払利息計算は閏年を366日とする。)

債務者:
 会員番号:
 貸金業者: アコム株

過払利率 5%

作成者: 弁護士山口太郎

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
1	H3.6.10	100,000		0.18				100,000		
2	H3.7.9		10,000	0.18	29	1,430	0	91,430	0	0
3	H3.8.5		10,000	0.18	27	1,217	0	82,647	0	0
4	H3.9.4		10,000	0.18	30	1,222	0	73,869	0	0
5	H3.10.2		10,000	0.18	28	1,019	0	64,888	0	0
6	H3.10.10	230,000		0.18	8	255	255	294,888	0	0
7	H3.11.4		20,000	0.18	25	3,635	0	278,778	0	0
8	H3.12.5		20,000	0.18	31	4,261	0	263,039	0	0
9	H4.1.9		20,000	0.18	35	4,536	0	247,575	0	0
10	H4.1.12	30,000		0.18	3	365	365	277,575	0	0
11	H4.1.12	10,000		0.18	0	0	365	287,575	0	0
12	H4.2.13		15,000	0.18	32	4,525	0	277,465	0	0
13	H4.3.3		15,000	0.18	19	2,592	0	265,057	0	0
14	H4.3.15	10,000		0.18	12	1,564	1,564	275,057	0	0
15	H4.4.13		15,000	0.18	29	3,922	0	265,543	0	0
16	H4.5.6		20,000	0.18	23	3,003	0	248,546	0	0
17	H4.5.11	20,000		0.18	5	611	611	268,546	0	0
18	H4.6.4		12,000	0.18	24	3,169	0	260,326	0	0
19	H4.7.4		20,000	0.18	30	3,840	0	244,166	0	0
20	H4.7.10	20,000		0.18	6	720	720	264,166	0	0
21	H4.7.14	5,000		0.18	4	519	1,239	269,166	0	0
22	H4.8.10		12,000	0.18	27	3,574	0	261,979	0	0
23	H4.9.16		12,000	0.18	37	4,767	0	254,746	0	0
24	H4.10.13		20,000	0.18	27	3,382	0	238,128	0	0
25	H4.10.13	20,000		0.18	0	0	0	258,128	0	0
26	H4.11.13		12,000	0.18	31	3,935	0	250,063	0	0
27	H4.12.17		12,000	0.18	34	4,181	0	242,244	0	0
28	H5.1.11	10,000		0.18	25	2,982	2,982	252,244	0	0
29	H5.1.22		12,000	0.18	11	1,368	0	244,594	0	0
30	H5.1.22	3,000		0.18	0	0	0	247,594	0	0
31	H5.3.1		12,000	0.18	38	4,639	0	240,233	0	0
32	H5.3.28		12,000	0.18	27	3,198	0	231,431	0	0
33	H5.5.6		20,000	0.18	39	4,451	0	215,882	0	0
34	H5.5.6	10,000		0.18	0	0	0	225,882	0	0
35	H5.5.8	10,000		0.18	2	222	222	235,882	0	0
36	H5.6.11		12,000	0.18	34	3,955	0	228,059	0	0
37	H5.7.12		12,000	0.18	31	3,486	0	219,545	0	0
38	H5.7.12	5,000		0.18	0	0	0	224,545	0	0
39	H5.8.14		12,000	0.18	33	3,654	0	216,199	0	0
40	H5.9.20		12,000	0.18	37	3,944	0	208,143	0	0
41	H5.9.26	10,000		0.18	6	615	615	218,143	0	0
42	H5.10.26		12,000	0.18	30	3,227	0	209,985	0	0
43	H5.11.30		12,000	0.18	35	3,624	0	201,609	0	0
44	H5.12.13	7,000		0.18	13	1,292	1,292	208,609	0	0
45	H6.1.5		12,000	0.18	23	2,366	0	200,267	0	0

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
46	H6. 2. 4		12,000	0.18	30	2,962	0	191,229	0	0
47	H6. 2. 20	8,000		0.18	16	1,508	1,508	199,229	0	0
48	H6. 3. 3		12,000	0.18	11	1,080	0	189,817	0	0
49	H6. 3. 18	6,000		0.18	15	1,404	1,404	195,817	0	0
50	H6. 4. 8		12,000	0.18	21	2,027	0	187,248	0	0
51	H6. 5. 15		12,000	0.18	37	3,416	0	178,664	0	0
52	H6. 5. 26	5,000		0.18	11	969	969	183,664	0	0
53	H6. 6. 18		12,000	0.18	23	2,083	0	174,716	0	0
54	H6. 6. 18	5,000		0.18	0	0	0	179,716	0	0
55	H6. 7. 23		12,000	0.18	35	3,101	0	170,817	0	0
56	H6. 8. 23		12,000	0.18	31	2,611	0	161,428	0	0
57	H6. 9. 21	9,000		0.18	29	2,308	2,308	170,428	0	0
58	H6. 9. 21		12,000	0.18	0	0	0	160,736	0	0
59	H6. 10. 20	5,000		0.18	29	2,298	2,298	165,736	0	0
60	H6. 10. 21		306,527	0.18	1	81	0	-138,412	0	0
61	H6. 10. 26	20,000		0.18	5	0	0	-118,506	-94	0
62	H6. 10. 29	30,000		0.18	3	0	0	-88,554	-48	0
63	H6. 11. 13	30,000		0.18	15	0	0	-58,735	-181	0
64	H6. 11. 22	70,000		0.18	9	0	0	11,193	-72	0
65	H6. 11. 26	50,000		0.18	4	22	22	61,193	0	0
66	H6. 11. 28		10,000	0.18	2	60	0	51,275	0	0
67	H6. 12. 6	50,000		0.18	8	202	202	101,275	0	0
68	H6. 12. 10	50,000		0.18	4	199	401	151,275	0	0
69	H7. 1. 7		20,000	0.18	28	2,088	0	133,764	0	0
70	H7. 2. 9		12,000	0.18	33	2,176	0	123,940	0	0
71	H7. 3. 14		12,000	0.18	33	2,016	0	113,956	0	0
72	H7. 4. 19		12,000	0.18	36	2,023	0	103,979	0	0
73	H7. 5. 24		20,000	0.18	35	1,794	0	85,773	0	0
74	H7. 5. 27	30,000		0.18	3	126	126	115,773	0	0
75	H7. 6. 24	15,000		0.18	28	1,598	1,724	130,773	0	0
76	H7. 6. 28		15,000	0.18	4	257	0	117,754	0	0
77	H7. 8. 3		20,000	0.18	36	2,090	0	99,844	0	0
78	H7. 9. 2	20,000		0.18	30	1,477	1,477	119,844	0	0
79	H7. 9. 7		15,000	0.18	5	295	0	106,616	0	0
80	H7. 10. 11		20,000	0.18	34	1,787	0	88,403	0	0
81	H7. 10. 26	30,000		0.18	15	653	653	118,403	0	0
82	H7. 11. 17		20,000	0.18	22	1,284	0	100,340	0	0
83	H7. 11. 24	50,000		0.18	7	346	346	150,340	0	0
84	H7. 12. 5	100,000		0.18	11	815	1,161	250,340	0	0
85	H7. 12. 12	20,000		0.18	7	864	2,025	270,340	0	0
86	H7. 12. 19		20,000	0.18	7	933	0	253,298	0	0
87	H8. 1. 11	20,000		0.18	23	2,869	2,869	273,298	0	0
88	H8. 1. 23		20,000	0.18	12	1,612	0	257,779	0	0
89	H8. 1. 27	20,000		0.18	4	507	507	277,779	0	0
90	H8. 2. 23		20,000	0.18	27	3,688	0	261,974	0	0
91	H8. 3. 29		20,000	0.18	35	4,509	0	246,483	0	0
92	H8. 4. 16	20,000		0.18	18	2,181	2,181	266,483	0	0
93	H8. 5. 8		20,000	0.18	22	2,883	0	251,547	0	0
94	H8. 6. 13		20,000	0.18	36	4,453	0	236,000	0	0
95	H8. 6. 15	10,000		0.18	2	232	232	246,000	0	0
96	H8. 7. 18		20,000	0.18	33	3,992	0	230,224	0	0
97	H8. 8. 21		20,000	0.18	34	3,849	0	214,073	0	0

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
98	H8.8.29	10,000		0.18	8	842	842	224,073	0	0
99	H8.9.17	6,000		0.18	19	2,093	2,935	230,073	0	0
100	H8.9.25		20,000	0.18	8	905	0	213,913	0	0
101	H8.10.25		20,000	0.18	30	3,156	0	197,069	0	0
102	H8.10.25	14,000		0.18	0	0	0	211,069	0	0
103	H8.11.29		20,000	0.18	35	3,633	0	194,702	0	0
104	H9.1.5		22,000	0.18	37	3,544	0	176,246	0	0
105	H9.1.16	10,000		0.18	11	956	956	186,246	0	0
106	H9.2.10		22,000	0.18	25	2,296	0	167,498	0	0
107	H9.2.19	10,000		0.18	9	743	743	177,498	0	0
108	H9.3.14		20,000	0.18	23	2,013	0	160,254	0	0
109	H9.3.14	10,000		0.18	0	0	0	170,254	0	0
110	H9.4.19		20,000	0.18	36	3,022	0	153,276	0	0
111	H9.5.23		20,000	0.18	34	2,569	0	135,845	0	0
112	H9.5.23	10,000		0.18	0	0	0	145,845	0	0
113	H9.6.30		20,000	0.18	38	2,733	0	128,578	0	0
114	H9.7.15	8,000		0.18	15	951	951	136,578	0	0
115	H9.8.5		20,000	0.18	21	1,414	0	118,943	0	0
116	H9.8.5	5,000		0.18	0	0	0	123,943	0	0
117	H9.9.9		20,000	0.18	35	2,139	0	106,082	0	0
118	H9.9.12	8,000		0.18	3	156	156	114,082	0	0
119	H9.10.13		20,000	0.18	31	1,744	0	95,982	0	0
120	H9.10.13	6,000		0.18	0	0	0	101,982	0	0
121	H9.11.15		20,000	0.18	33	1,659	0	83,641	0	0
122	H9.11.15	8,000		0.18	0	0	0	91,641	0	0
123	H9.12.12		20,000	0.18	27	1,220	0	72,861	0	0
124	H9.12.12	9,000		0.18	0	0	0	81,861	0	0
125	H10.1.16		20,000	0.18	35	1,412	0	63,273	0	0
126	H10.1.23	6,000		0.18	7	218	218	69,273	0	0
127	H10.2.17		15,000	0.18	25	854	0	55,345	0	0
128	H10.3.24		15,000	0.18	35	955	0	41,300	0	0
129	H10.3.24	5,000		0.18	0	0	0	46,300	0	0
130	H10.4.30		15,000	0.18	37	844	0	32,144	0	0
131	H10.6.4		15,000	0.18	35	554	0	17,698	0	0
132	H10.7.10		15,000	0.18	36	314	0	3,012	0	0
133	H10.8.12		15,000	0.18	33	49	0	-11,939	0	0
134	H10.8.12	5,000		0.18	0	0	0	-6,939	0	0
135	H10.9.18		15,000	0.18	37	0	0	-21,939	-35	-35
136	H10.10.22		15,000	0.18	34	0	0	-36,939	-102	-137
137	H10.11.29		20,000	0.18	38	0	0	-56,939	-192	-329
138	H11.1.4		15,000	0.18	36	0	0	-71,939	-280	-609
139	H11.2.7		15,000	0.18	34	0	0	-86,939	-335	-944
140	H11.3.16		15,000	0.18	37	0	0	-101,939	-440	-1,384
141	H11.4.20		20,000	0.18	35	0	0	-121,939	-488	-1,872
142	H11.5.25		15,000	0.18	35	0	0	-136,939	-584	-2,456
143	H11.6.29		15,000	0.18	35	0	0	-151,939	-656	-3,112
144	H11.7.15	20,000		0.18	16	0	0	-135,384	-333	0
145	H11.8.3		15,000	0.18	19	0	0	-150,384	-352	-352
146	H11.8.3	10,000		0.18	0	0	0	-140,736	0	0
147	H11.9.8		15,000	0.18	36	0	0	-155,736	-694	-694
148	H11.9.13	4,000		0.18	5	0	0	-152,536	-106	0
149	H11.10.13		15,000	0.18	30	0	0	-167,536	-626	-626

(7) 9

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
150	H11. 11. 17		15,000	0.18	35	0	0	-182,536	-803	-1,429
151	H11. 11. 29	2,000		0.18	12	0	0	-182,265	-300	0
152	H11. 12. 23		15,000	0.18	24	0	0	-197,265	-599	-599
153	H11. 12. 23	3,000		0.18	0	0	0	-194,864	0	0
154	H12. 1. 31		17,000	0.18	39	0	0	-211,864	-1,038	-1,038
155	H12. 3. 6		15,000	0.18	35	0	0	-226,864	-1,013	-2,051
156	H12. 4. 11		15,000	0.18	36	0	0	-241,864	-1,115	-3,166
157	H12. 4. 11	5,000		0.18	0	0	0	-240,030	0	0
158	H12. 5. 17		15,000	0.18	36	0	0	-255,030	-1,180	-1,180
159	H12. 5. 27	2,000		0.18	10	0	0	-254,558	-348	0
160	H12. 6. 20		15,000	0.18	24	0	0	-269,558	-834	-834
161	H12. 6. 25	2,000		0.18	5	0	0	-268,576	-184	0
162	H12. 7. 27		15,000	0.18	32	0	0	-283,576	-1,174	-1,174
163	H12. 7. 27	1,000		0.18	0	0	0	-283,576	0	-174
164	H12. 8. 31		15,000	0.18	35	0	0	-298,576	-1,355	-1,529
165	H12. 10. 5		15,000	0.18	35	0	0	-313,576	-1,427	-2,956
166	H12. 10. 11	4,000		0.18	6	0	0	-312,789	-257	0
167	H12. 11. 10		16,000	0.18	30	0	0	-328,789	-1,281	-1,281
168	H12. 11. 24	3,000		0.18	14	0	0	-327,698	-628	0
169	H12. 12. 20		20,000	0.18	26	0	0	-347,698	-1,163	-1,163
170	H13. 1. 23		15,000	0.18	34	0	0	-362,698	-1,617	-2,780
171	H13. 1. 23	7,000		0.18	0	0	0	-358,478	0	0
172	H13. 2. 28		15,000	0.18	36	0	0	-373,478	-1,767	-1,767
173	H13. 4. 4		15,000	0.18	35	0	0	-388,478	-1,790	-3,557
174	H13. 5. 9		15,000	0.18	35	0	0	-403,478	-1,862	-5,419
175	H13. 5. 20	5,000		0.18	11	0	0	-403,478	-607	-1,026
176	H13. 6. 20		16,000	0.18	31	0	0	-419,478	-1,713	-2,739
177	H13. 7. 26		15,000	0.18	36	0	0	-434,478	-2,068	-4,807
178	H13. 8. 31		16,000	0.18	36	0	0	-450,478	-2,142	-6,949
179	H13. 9. 8	4,000		0.18	8	0	0	-450,478	-493	-3,442
180	H13. 10. 11		16,000	0.18	33	0	0	-466,478	-2,036	-5,478
181	H13. 11. 20		20,000	0.18	40	0	0	-486,478	-2,556	-8,034
182	H13. 12. 26		15,000	0.18	36	0	0	-501,478	-2,399	-10,433
183	H14. 1. 30		15,000	0.18	35	0	0	-516,478	-2,404	-12,837
184	H14. 3. 11		17,000	0.18	40	0	0	-533,478	-2,830	-15,667
185	H14. 4. 17		15,000	0.18	37	0	0	-548,478	-2,703	-18,370
186	H14. 5. 24		16,000	0.18	37	0	0	-564,478	-2,779	-21,149
187	H14. 6. 29		16,000	0.18	36	0	0	-580,478	-2,783	-23,932
188	H14. 8. 10		17,000	0.18	42	0	0	-597,478	-3,339	-27,271
189	H14. 9. 13		15,000	0.18	34	0	0	-612,478	-2,782	-30,053
190	H14. 10. 18		15,000	0.18	35	0	0	-627,478	-2,936	-32,989
191	H14. 11. 26		15,000	0.18	39	0	0	-642,478	-3,352	-36,341
192	H15. 1. 11		17,000	0.18	46	0	0	-659,478	-4,048	-40,389
193	H15. 2. 19		15,000	0.18	39	0	0	-674,478	-3,523	-43,912
194	H15. 4. 2		18,000	0.18	42	0	0	-692,478	-3,880	-47,792
195	H15. 5. 8		16,000	0.18	36	0	0	-708,478	-3,414	-51,206
196	H15. 6. 16		15,000	0.18	39	0	0	-723,478	-3,785	-54,991
197	H15. 7. 28		478,316	0.18	42	0	0	-1,201,794	-4,162	-59,153
198				0.18	0	0	0	0	0	0
199				0.18	0	0	0	0	0	0
200				0.18	0	0	0	0	0	0
201				0.18	0	0	0	0	0	0

これは正本である。

平成24年11月8日

東京簡易裁判所民事第3室4係

裁判所書記官 岡野翔平

